

ケ事業主側ト交渉ヲ繼續シ來レルカ資金殆ト欠乏シ頻リニ解
決ニ意慮シツ、アルニ比較的工場主ノ軟弱ヲ見越シ交渉上頗
ル強硬ナルモノアリ

二、事業主側

最多ノ交渉ニ決裂シタルカ幸フニテ解雇人員ノ妥協派主ヲ具
ルニ至リ解雇手當其他ノ解決ヲ如何ニ切リ換クヘキヤニ付腐
心シ又モヤ交渉決裂スルニ於テハ首應調停課ニ嘆願スルノ外
ナシト決意シ居レリ

三、交渉状況

七月三十一日午前十時ヨリ勞働者側代表岡田龜吉、俵谷恭助、沼
田種三、外五名、工場事務所ニ於テ小室支配人ト會見シ勞働者代
表等ハ前回提出中ノ解雇手當爭議中ノ日給、葬儀費用等ノ要求
ヲ為ス所アリ小室支配人ハ工場主ノ意見トシテ前日諸君ヨリ
提出セル要求ハ多額ニ失スルヲ以テ如斯要求セラル、ニ於テ

テハ善視應調停課ニ關係ヲ依頼スルヨリ外ナシト述ヘタルニ
職工代表ハ然ラハ今一應考慮スヘシトテ一度爭議團本部ニ引
揚放談ノ上午後一時再ヒ小室支配人ト會見折衝ノ結果相當困
難ナルモノアリシカ遂ニ左記實書ノ通妥協派主ニ午後六時迄
事解決合九時之ニ関スル一切ノ金錢受取ヲ了セリ

實、書

- 一、月収六十円以下の後業員の借銀は値下せざることを
 - 二、十名の解雇者中六名の借銀を承認し今後解雇せざることを
 - 三、最低賃銀を一月五十銭とするを、但後雇者の技術及業務の程度にも考慮了
解の上適宜決定するを妨りず
 - 四、曲木示物一本給に繰り入れることを
 - 五、請負単價を昭示すること
 - 六、月収五十円以下の借銀の返書は返却生活補助金を支給すること
 - 七、労働者代表の労働日と、取捨等と同様にするを
- 但書、労働者側にも多少の伸縮を容れ